

生活支援体制整備事業の 実施について

八戸市高齢福祉課



はじめに

平成29年4月1日に当協議会を設置し、調査やワークショップの実施を通じて把握した住民ニーズへの対応策について議論を重ねてきた。

その結果、第3回協議会において対策の方向性がまとまり現在対応中である。

生活支援体制整備事業について国が求めている取組があるため、本日はその対応について検討をお願いしたい。

生活支援体制整備事業の目的

※地域支援事業実施要綱から抜粋（P68）

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護サービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、（中略）生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

国が求める具体的取組み

第1層（市全域を1地区）及び第2層（住民に身近な区域）に以下の体制を整備する。

協議体の整備

多様な関係者間の定期的な情報提供及び連携・協働による取組みを推進するための場。

生活支援コーディネーターの配置

「資源開発」「ネットワーク構築（協議体の運営を含む）」「ニーズと取組のマッチング」を行う人員の配置。

※全国の市町村が平成30年度内に完全実施する

第1層・第2層の考え方

第1層	市内全体を1地区とする。
第2層	全国一律の基準は無く、地域の事情を反映させた地区割が求められている。例えば、日常生活圏域、学区、民児協や地区社協の区割りなど。



八戸市は12の日常生活圏域を設定しているが、そのベースには民児協・地区社協の活動区域（25地区）の考え方がある。



八戸市の第2層は民児協・地区社協の地区の考え方にあわせたい。

第2層の地区一覧

日常生活圏域（担当包括）		第2層（25地区）
1	福寿草	大館、東
2	瑞光園	白銀南、鮫、南浜
3	寿楽荘	市川、根岸
4	ゆとり	南郷
5	ちょうじゃの森	長者、白山台
6	八戸市医師会	柏崎、吹上
7	みやぎ	三八城、根城
8	ハピネスやくら	田面木、館、豊崎
9	修光園	是川、中居林
10	えがお	白銀、湊
11	はくじゅ	下長、上長
12	アクティブ24	小中野、江陽

協議体の構成

国の地域支援事業実施要綱で挙げられているのは以下のとおりである。※構成は市町村の裁量に任されている。

地域包括支援センター、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター、市町村など

コーディネーターの業務イメージ

- 資源開発

先日報告した「障がい福祉施設によるごみ捨て支援」のような新しい取組を生み出す活動。

- ネットワーク構築

生活支援体制整備に資する各種検討等を行うため、当協議体のような会合や、より地域に密着したレベルの会合を企画運営する。

- ニーズと取組のマッチング

ニーズを有する高齢者に関する相談を受けて、サービスやボランティア等につなげる。

コーディネーターを担う人材

- 国の要綱において特定の資格要件は定めていないが、「市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体と連携調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい」としている。
- 全国の事例を見ると、「地域包括支援センター職員」「社会福祉協議会職員」「NPO法人職員」など多様な例がある。

八戸市の取組状況

(平成29年度末現在)

協議体の整備

第1層：八戸市生活支援体制整備推進協議会

第2層：ワークショップ

生活支援コーディネーターの配置

第1層：市高齢福祉課職員が対応

第2層：検討中

今後の取組み案

協議体の整備

第1層：八戸市生活支援体制整備推進協議会

第2層：市内25地区でワークショップを実施

生活支援コーディネーターの配置

第1層：市高齢福祉課職員が対応

第2層：高齢者支援センター職員

※住民の利便性を考慮し、高齢者の生活相談窓口は高齢者支援センターに一元化する方向で考えたい。

※高齢者支援センターの負担増に繋がらないような対策も検討。

「住民の利便性向上」「既存の住民組織の尊重」「新たな人材としての学生の参加」「やらされ感が生じない対応」なども同時に考慮。

高齢者支援センターとは

- 市内に12箇所の高齢者支援センター（地域包括支援センター）があり、次の業務を行っている。
 - ・ 総合相談支援業務
 - ・ 権利擁護業務
 - ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ※これらの業務は福祉施設、医療機関、行政機関、住民組織、ボランティアなどと連携しながら展開している。
- 配置されている職員は次のとおり。
 - ・ 社会福祉士
 - ・ 保健師・看護師
 - ・ 主任介護支援専門員

高齢者支援センターの活用 1

1 前提条件の整理

- 第2層生活支援コーディネーターとは
直接地域に入って、相談を受けたり、ネットワークを構築したり（地域にある組織の会合に参加する等）、社会資源を開発することが求められている。
- 高齢者支援センターの取組み
住民からの相談を受け、地域のネットワークづくりをし、町内会・民児協・地区社協などと連携しながら業務を行っており、もともと第2層生活支援コーディネーターと重なる動きをしている。

高齢者支援センターの活用 2

2 事情の整理

○ 高齢者支援センター

第2層生活支援コーディネーターに重なる活動をしているが、新たに「第2層協議体の運営」「社会資源の開発」を担うのは大きな労力を伴うため対応が難しい。

※今年度設置されたばかりという事情もある。

○ 地域

地域における相談窓口が分散することは望ましくない。国の施策においても、「地域共生社会」や「地域包括ケアシステム」といった文脈において、施設の機能集約（障がいの種類や年齢による利用制限を設けない等）の方向性が示されている。

高齢者支援センターの活用 3

3 負担軽減策

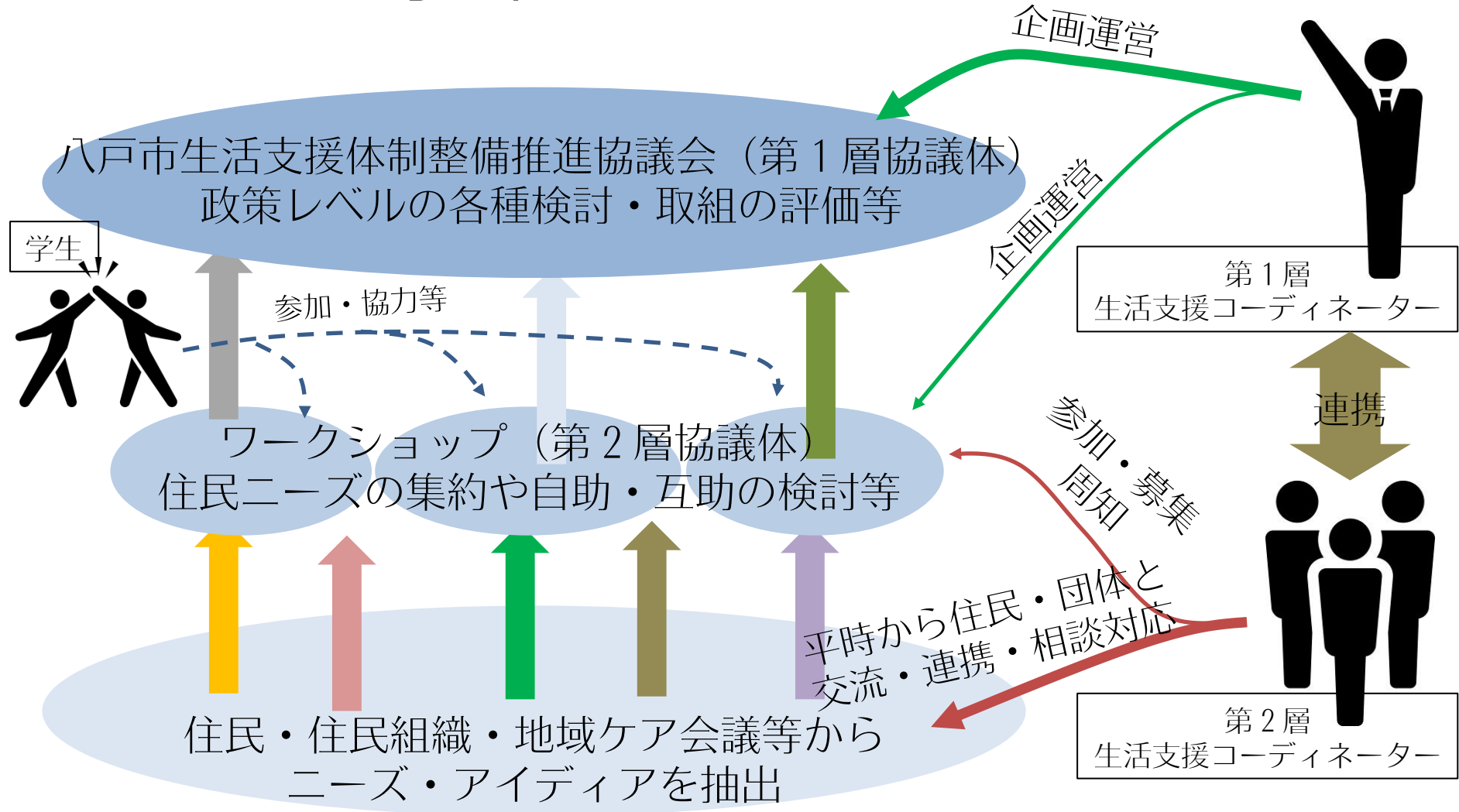
第2層生活支援コーディネーターは「ニーズと取組のマッチング」や「住民（団体含む）との関係作り」に注力し、「第2層協議体の運営」「社会資源の開発」については当面第1層生活支援コーディネーターをサポートする活動に留める。

※第2層生活支援コーディネーターの積極的な活動については支援・連携する。

【実績】

平成29年度のワークショップ実施において、地域包括支援センターサブセンター（現高齢者支援センター）が参加者の募集に協力しているうえ、企画当日も参加している。

当事業の将来イメージ



※社会資源の開発や支え合いの体制づくりについては、その都度対応する生活支援コーディネーターを検討する。

地域ケア会議とは

- 概要
地域包括支援センター（高齢者支援センター）が主催し、多様な関係者が協働して、介護が必要な高齢者が在宅で生活する方策を検討する。
- 主なメンバー（例）
医療・介護の専門職、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等
- その他
最も具体的な話題を取り扱うのが「地域ケア個別会議」で、会議を重ねることで地域の共通課題が浮かびあがった場合には「地域ケア推進会議」で政策レベルの検討を行う。

検討事項

- 民児協・地区社協が用いている地区の考え方を、当事業の第2層にも当てはめてよいか。
- 第2層生活支援コーディネーターの役割を、高齢者支援センター職員に担ってもらうこととしてもよいか。